# グローバル・リンク・マネジメント コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

### 総則

### 第1条 (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び本ガイドライン制定の目的)

1. 株式会社グローバル・リンク・マネジメント(以下「当社」という)は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めて行くことが長期的に企業価値を向上させていくものと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

2. 「グローバル・リンク・マネジメント コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という)は、上記の基本的な考え方に立って、当社が経営活動を行い、最良のコーポレート・ガバナンスを実現するための基盤として策定します。

#### 第2条 (本ガイドラインの位置づけ)

当社は、会社法、その他関連法令・規則及び定款をはじめとする社内規程とともに本ガイドラインの求める事項を遵守するものとします。

### 第3条 (本ガイドラインの取扱い)

- 1. 取締役会は、本ガイドラインの実効性及び適切性について継続的に検証を行い、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるべく、必要に応じて改定を行うものとします。
- 2. 本ガイドラインの制定及び改廃は、取締役会の決議によるものとします。

### 第4条 (会社法上の機関設計)

- 1. 当社は、第1条第1項の考え方に基づき、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を行うと同時に、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任することで迅速かつ果断な意思決定を可能とするために、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用します。
- 2. 当社は、必要に応じ取締役会の任意の諮問機関を設置し、統治機能のさらなる充実を図るものとします。

### 企業理念及び経営方針

# 第5条 (企業理念等)

当社の企業理念及び企業ビジョンを次のとおり定め、当社ホームページ等において開示します。

# 【企業理念】

不動産を通じてお客様の"真の豊かさ"に貢献する。

## 【企業ビジョン】

「不動産ソリューション」×「IT」により、新しいサービスを創造し世界都市東京からGlobal Companyを目指す。

# 第6条 (経営方針)

当社の経営方針を次のとおり定め、当社ホームページ等において開示します。

- ○お客様のパートナーとして専門性・提案力・サポート力を高める。
- ○お客様との信頼関係を重視し、何世代も続くパートナーシップを確立する。
- ○社員一人ひとりの成長を重視し、プロフェッショナル企業として進化し続ける。

## 第7条 (行動規範)

- 1. 当社は、当社グループの役職員が遵守すべき行動規範を定めております。
- 2. 当社は、従業員等に対する研修等を通じて、行動規範の周知・遵守を図るものとします。
- 3. 取締役会は、当社において行動規範が実践されているか否か、行動規範の趣旨及び精神を尊重する企業文化・風土が浸透しているか否かについて、適宜レビューを行うものとします。

## 株主の権利及び平等性の確保

# 第8条 (基本的な考え方)

- 1. 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な措置を講じるものとします。
- 2. 当社は、株主間で情報格差が生じないように適時かつ適切な情報開示を行うとともに、株式の内容及び保有数に応じていずれの株主も平等に扱います。
- 3. 当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないように配慮します。とりわけ、少数株主にも認められている当社及び当社役員に対する特別な権利については、その権利行使の確保に十分に配慮します。
- 4. 当社は、特定の株主に対して特別な便宜の供与を行いません。

## 第9条 (株主総会における権利行使)

1. 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うとともに、株主の権利が実質的に確保されるよう、次の施策を実施するものとします。

①株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知及び参考書類等を早期に送付し、発送後直ちに当社ホームページ等に当該招集通知を開示する。なお、招集通知及び参考書類等は、正確性を期すとともに平易な説明を行うよう努める。

②議決権行使状況を確認し、会社提案議案に対し相当数の反対票が投じられた場合には、その原因を分析し、株主との対話その他の対応について検討を行う。

- ③議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。
- 2. 当社は、取締役会においてコーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制の整備および強化に取り組むとともに、株主総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案する場合には、経営判断の機動性・専門性の確保について検討を行うものとします。

# 第10条 (資本政策の基本的な方針)

- 1. 当社は、持続的な成長による企業価値及び株主価値を向上させることを目的として、財務基盤の強化及び高収益性の実現の両立を図ります。
- 2. 支配権の変動や大幅な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性や合理性を十分に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に対し十分な説明を行うものとします。

### 第11条 (政策保有株式に関する方針)

- 1. 当社及び当社グループ各社は、パートナーとの関係強化や協業促進など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断されるような場合には、政策投資を目的とする株式(以下「政策保有株式」という)を、必要な限度においてのみ保有することがあります。政策保有株式の保有に際しては、取締役会において、当該保有について目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合うものであるか等を個別に精査し保有の適否を検証するものとします。
- 2. 取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、その保有の必要性、中長期的な経済合理性等を検証し、その結果を開示するものとします。
- 3. 当社及び当社グループ各社は、政策保有株式に係る議決権について、投資先企業の持続的な成長と当社及び投資先企業の企業価値向上の観点から、株主として適切に行使することを原則とし、具体的な議案ごとに個別に判断するものとします。

### 第12条 (買収防衛策)

当社は、いわゆる買収防衛策を導入していませんし、その導入の予定も現時点においてありません。

なお、いわゆる買収防衛策の導入を企図する場合には、取締役会は、その必要性および合理性を精査し、適正な手続を確保するとともに、株 主に対して十分な説明を行う方針です。

## 第13条 (公開買付け)

当社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明するものとします。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じないものとします。

# 第14条 (株主の利益に反する取引等の防止)

- 1. 当社は、株主の利益を保護するために、取締役、従業員などの当社関係者がその立場を利用して当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めます。
- 2. 取締役が利益相反取引又は競業取引を行う場合には、会社法及び社内規程に従い、取締役会の承認を得るものとします。なお、取引をした取締役は、取引後、遅滞なく重要な事実を取締役会に報告するものとします。
- 3. 取締役が実質的に支配する法人並びに主要株主等(関連当事者)との間で取引を行う場合についても、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であること及び取引金額が少額で当社グループへの影響が軽微であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

# 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

## 第15条 (ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)

- 1. 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題に適切に対応することが当社グループの中長期的な企業価値の向上のために重要であることを踏まえ、当社の株主、当社グループの顧客、従業員、取引先、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持に努め、企業倫理を重視して事業活動に取り組みます。
- 2. 取締役は、ステークホルダーの権利を尊重する企業文化・風土の醸成にリーダーシップを発揮するものとします。
- 3. 当社は、サステナビリティーへの対応を重要なリスク管理の一部として、また企業の重要な社会的責任として位置づけ、リスクマネジメント、コンプライアンス、品質保証、環境推進、労働安全衛生を中心に積極的かつ能動的に取り組みます。取締役会は、かかる取り組みについて監督し適正な運営を図ります。

# 第16条 (社内における多様性の確保)

当社は、企業の持続的な成長のために当社グループ内に存在する異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観の確保をすることの重要性を再認識し、従業員等の性別・国籍などによる処遇格差を排するとともに、当社グループ内における女性の活躍推進をはじめとする多様性の確保並びに多様な人財による能力発揮及び価値創造に努めます。

#### 第17条 (内部涌報)

- 1. 当社は、当社従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、内部通報制度を整備し、その運用を通じて、コンプライアンス違反にかかるリスクの未然防止・早期発見・回避・極小化を図ります。
- 2. 当社は、内部通報に係る情報の管理を徹底するとともに、法令及び社内規程に従い通報者が通報を理由として不利益な扱いを受けることがないように保護します。
- 3. 取締役会は、内部通報の内容が客観的に検証され適切に活用される体制を整備するとともに、内部通報制度の運用について監督し、適切な対応を行います。

## 第18条 (企業年金のアセットオーナーとしての機能)

当社は、企業年金を保有していませんし、またその設立等を予定しておりません。

企業年金その他同様の機関を設立し又は同様の機能を持つ制度を導入するに至った場合には、当社は、かかる機関又は制度が従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、アセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるよう、自ら主体的に人事面や運営面における取り組みを行うとともに、かかる取り組みの内容を開示するものとします。

#### 適切な情報開示と透明性の確保

### 第19条 (情報開示の基本的な方針)

- 1. 当社は、株主をはじめとするステークホルダーからの信頼性確保のために、財務情報や企業理念、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について法令及び諸規則に基づく開示を適時かつ適切に行います。また、これら開示対象以外の情報についても、有用性の高いものとなるように努め、かつ、平易な方法によって開示を行い、その説明責任を果たすことに努めます。
- 2. 当社は、法令及び諸規則に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について適切に開示し、主体的な情報発信を行うよう努めます。

なお、かかる情報の開示に当たっては、株主をはじめとしたステークホルダーから正しい理解と適正な評価を得、持続的な信頼関係を 構築および維持するために、理解しやすくかつ具体的な記載による情報開示に努めます。

- ①経営理念等や経営戦略・経営計画
  - ・当社ホームページにて開示します。
- ②コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
  - ・「コーポレート・ガバナンス報告書」および「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を当社ホームページにて開示します。
- ③取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き 本ガイドライン第29条第1項のとおり。
- ④取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

本ガイドライン第28条第1項、第2項に記載のとおり。

- ⑤経営陣の選解任と取締役候補の個々の選解任および指名についての説明株主総会招集通知に記載のとおり。
- 3. 当社は、情報開示に際しては、正確性及び公平性の確保に努めるとともに、フェア・ディスクロージャーを徹底するものとします。未 公表の重要な情報の証券会社、投資家等への伝達に際しては、当該伝達が意図的なものである場合には伝達と同時に、意図的でない場 合には伝達後速やかに、当該情報を当社ホームページ等で公表するなどし、公平な情報開示を実現し、かつ、インサイダー取引の発生 防止に努めます。
- 4. 取締役会は、適時・正確・適切な情報開示が行われるように監督を行います。

## 第20条 (外部会計監査人)

- 1. 当社及び当社の外部会計監査人は、財務報告の信頼性確保を責務とする外部会計監査人が最良のコーポレート・ガバナンス実現のために重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向け、監査等委員会、内部監査室、管理部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の整備に努めるものとします。
- 2. 監査等委員会は、外部会計監査人の選定基準及び評価基準を定めるとともに、公認会計士法等の法令によって定められた独立性に関する規定等の遵守状況に関する意見聴取及び監査状況・監査報告等を通じて、外部会計監査人の独立性と専門性の確保の状況を確認するものとします。
- 3. 取締役会及び監査等委員会は、外部会計監査人が適切な監査を実施するため、次の対応を行うものとします。
  - ①高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
  - ②経営陣との面談等の確保
  - ③監査等委員会及び内部監査部門との連携
  - ④外部会計監査人が不正を発見し、あるいは不備または問題点を指摘した場合の適切な対応体制の確立

# 取締役会等の責務

# 第21条 (取締役会の役割・責務)

1. 取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本 効率等の改善を図るべく、当社グループの向かうべき方向性の確立及び戦略的な方向付け、経営陣による適切なリスクテイクを支える 経営環境の整備、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督の実施等、最良のコーポレート・ガバナンスの構築および運用を通じて、 取締役会が担うべき役割および責務を適切に果たすよう努めます。

- 2. 取締役会は、財務報告に係る内部統制、コンプライアンス体制及びリスク管理体制に関する基本方針を「内部統制システム構築の基本方針」に定め、これに基づき内部統制システムを構築し、定期的又は適宜にその運用状況の報告を受け、必要に応じ改善を行うなど、内部統制システムが有効に機能しているか否かの監督に注力するものとします。
- 3. 取締役会は、業務執行部門による迅速かつ果断な意思決定を可能とするため、法令・定款により取締役会の専決事項として定められた事項、事業計画、取締役の選解任及び報酬、その他特に重要な個別の事業計画・投資等を除き、業務執行取締役に委任するものとします。なお、具体的な内容は、取締役会規程及び職務権限規程において定めるものとします。

#### 第22条 (監査等委員会の役割・責務)

- 1. 監査等委員会は、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を担い、監査・監督の実効性を高めるための体制を整備するものとしませ
- 2. 監査等委員及び監査等委員会は、能動的かつ積極的に権限を行使し、取締役会において、あるいは、経営陣に対して適切に意見を述べるものとします。
- 3. 監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割および責務を果たすに 当たり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うものとします。
- 4. 監査等委員会は、監査機能を充実させるために、次の施策を実施します。
  - ①外部会計監査人及び内部監査室との相互連携に努め、各事業年度において監査の計画、実施、総括の段階で情報や意見の交換を行い、必要に応じて随時協議する。
  - ②外部会計監査人及び内部監査室から定期的に監査の結果を報告させ、また、事業年度の総括を監査等委員会に対して行わせる。
  - ③常勤監査等委員は、重要な社内会議体への出席、社長との定期的な意見交換、業務執行部門からの意見聴取、重要な決裁書類の閲覧 などを通じて、当社の業務執行について監査する。
- 5. 監査等委員である取締役(社外取締役である者を含む)は、法令に基づく調査権限の行使はもとより、その期待される役割および責務を果たすため、経営陣に対して積極的に情報の提供を求め、適切な情報入手に努めるものとします。なお、経営陣は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、監査等委員である取締役からの情報提供等の要請に適切に対応するものとします。
- 6. 監査等委員である取締役(社外取締役であるものを含む)は、独立性に影響を受けることなく、取締役の業務執行に対する監督が実効的に行われるように、情報収集力の強化を図るべく、他の社外取締役と連携するものとします。
- 7. 取締役会は、監査等委員が不正を発見し適切な対応を求めた場合、あるいは、不備または問題点を指摘した場合における対応体制を確立するものとします。

### 第23条 (取締役会の運営)

- 1. 取締役会議長は、社内外役員の建設的な関係を構築し、開かれた、質の高い議論が行われるよう、また、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるように努めるものとします。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案(とりわけ戦略的議題に関するもの)について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時かつ適切な情報を得られるように配慮するものとします。
- 2. 取締役会における審議の活性化を図り、取締役会の実効性および効率性を確保するために次の取り組みを行うものとします。
  - ①議題、審議時間、開催頻度を適切に設定する。
  - ②取締役会資料が会日に十分に先立って配布されるようにするほか、必要に応じ十分な情報が要点を理解しやすいように提供されるようにする。但し、特に機密性の高い案件については資料の配布について特別な対応を行うことも検討する。
  - ③議題に関する事項の詳細な説明を行う。
  - ④年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定し、各取締役に通知する。

# 第24条 (取締役会の構成等)

- 1. 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成し、取締役会の員数は取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な数を維持するものとします。
- 2. 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するために、独立社外取締役を十分な人数選任するものとします。

# 第25条 (監査等委員会の構成等)

- 1. 監査等委員の過半数は、会社法の定めに従い社外取締役とし、また、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を置くものとします。
- 2. 監査等委員である取締役の選任に当たっては、監査の実効性を確保する観点から、会社経営、法務、財務・会計等の様々な分野から、 それぞれ豊富な知識・経験を有する者をバランスよく選任することとし、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任す るように努めます。

## 第26条 (取締役の責務)

- 1. 当社の取締役は、それぞれの役割および責務を果たすために、受託者責任を認識し、株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動するように努めるとともに、その期待される能力を発揮し十分な時間を費やし職務を執行するものとします。
- 2. 取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定と相互牽制・監督の役割および責務を果たすために必要な情報を収集するとともに、 積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならないものとします。かかる情報の収集に対して、経営陣は協力するものとし、取締 役は担当部署に対して情報や資料を求めることができ、当該部署は速やかにその求めに応じて、情報・資料を提供するものとします。
- 3. 取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の社内規程を理解し、その職責を十分に把握するものとします。

4. 取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合においては、合理的な数の範囲内に留めるよう努めるものとします。なお。他の上場会社の役員兼任状況は、毎年、事業報告、有価証券報告書において開示するものとします。

### 第27条 (独立社外取締役)

- 1. 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、その役割および責務を果たせる資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上十分な人数を選任するものとします。
- 2. 取締役会は、社外取締役となる者の独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の要件に則り判断するものとします。
- 3. 取締役会は、取締役会における率直かつ活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。
- 4. 当社は、独立社外取締役には特に以下の役割および責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るよう努めるものとします。
  - ①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助 言を行うこと。
  - ②経営陣幹部の選任・解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
  - ③当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること。
  - ④経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること。

### 第28条 (役員人事)

- 1. 取締役会は、公正かつ透明性の高い手続に従い、当社の業績評価、職務遂行能力・業績貢献度等の評価を踏まえ、経営陣幹部の選任、解任、報酬の決定の判断に適切に反映させるものとします。その際に、企業価値の向上や会社の成長を意識するあまり、過度な企業規模拡大や業績最優先に陥ることがないよう、適切に監督するものとします。
- 2. 取締役会が経営陣幹部・取締役の選任・解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、次のとおりとします。
  - ①取締役会は、会社の業績等を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、経営陣幹部の選任及び解任を適切に行う。
  - ②取締役(監査等委員でない)候補については、適確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討し、社長が 指名し、取締役会において決定する。
  - ③監査等委員である取締役候補については、第25条第2項所定の方針のもと総合的に検討し、社長が指名し、監査等委員会の同意を得て取締役会において決定する。
  - ④監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任・解任・辞任について意見を述べることができる。
- 3. 取締役会は、最高経営責任者の選任・解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、これを行うものとします。その選任に当たっては、適正な手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた最高経営責任者を選任するよう努めます。解任に当たっては、適正な手続に従い、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、最高経営責任者がその果たすべき機能を十分に発揮していないと認められる場合に、これに代わる適切な人財がいるかどうかを検討のうえ行うものとします。
- 4. 最高経営責任者等の経営陣幹部の承継に関しては、会社の持続的な成長とさらなる発展のために必要である場合に、企業としての方向付けや具体的な経営戦略を踏まえ、取締役会においてその計画を随時策定し、その進捗を管理するものとします。また、後継者候補の育成には次代を担うべき優秀な人財の確保および育成が最重要事項であることを認識し、次代候補者に研鑽の機会を与え、適正な評価を行うものとします。

# 第29条 (取締役の報酬等)

- 1 取締役会が取締役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続は、次のとおりとします。
  - ①取締役の報酬等は、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、株主総会の決議において、その総額の上限を決議する。
  - ②各取締役の報酬等は、株主総会にて決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役会において決議する。
  - ③業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
  - ④独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式 関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
  - ⑤監査等委員会は、監査等委員でない取締役の報酬等について意見を述べることができる。
- 2. 取締役に対して支払われた報酬等の額について、適用される法令・規則等に基づき、適切な方法により開示します。
- 3. 当社は、経営陣の報酬が企業の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性のある手続に従いその報酬が決定されることが重要であるとの認識に基づき、当社にふさわしい報酬制度の設計とその運用に努めます。

# 第30条 (取締役に対するトレーニング等)

- 1. 当社の新任取締役(社外取締役を含む)は、就任後3ヶ月以内に、それぞれの役割・責務を果たすために必要となる法令やコンプライアンス等に関する知識習得の機会を設けるものとします。また、当社グループの事業内容、経営戦略、経営課題、財務状態その他の重要な事項につき、社長又はその指名する業務執行取締役から説明を受けるなど、理解促進に必要な情報提供の機会を設けるものとします。さらにまた、就任後も必要に応じて同様の機会を設けるものとします。
- 2. 当社の取締役は、その期待される役割および責務を果たすために、当社の財務状態、法令等遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないものとします。
- 3. 当社の取締役会は、取締役の知識習得及び研鑚、ならびにそれを支援する体制が適切であるかをモニタリングし、改善を図るものとします。

- 4. 当社の取締役会は、将来の取締役候補となる人材に対して、必要に応じて、オブザーバーとして取締役会等への出席、議論への参加等を通じて、取締役に求められる役割と責務を理解するためのトレーニングの機会を提供するものとします。
- 5. 当社の取締役会は、必要に応じて、外部の専門家等を招聘し、取締役等へのトレーニングを実施するものとします。

#### 第31条 (取締役に対する支援体制)

- 1. 社外取締役及び監査等委員である取締役に対して、それぞれの職務執行のために必要な情報の提供や説明等の支援を行うものとします
- 2. 当社は、取締役が必要と認めるときには、会社の費用により、法律・税務・会計その他の事項に関する外部専門家の助言を受けることができるよう、対応するものとします。
- 3. 取締役会及び監査等委員会は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを相互に確認し、改善の必要がある場合には、経営陣に対して改善要求を行うものとします。

### 第32条 (取締役会の実効性評価)

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価も参考にした取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示するとともに、かかる分析・評価結果を活かし取締役会の機能向上及び運営改善を図ります。

### 株主及び投資家との対話

### 第33条 (対話の基本的な方針)

- 1. 当社は、法令や上場規則上の開示にとどまらず、株主や投資家にとって有益と判断する情報の積極的開示に努めるとともに、株主・投資家との健全な関係の維持と企業価値の持続的向上のために、株主総会の場やその他の機会を通じてコミュニケーションを十分に図り、建設的な対話を行うことに努めます。かかる対話を行うに際しては、株主・投資家間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。
- 2. 当社が株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組みに関する方針は、次のとおりとします。
  - ①社長が統括し、IR担当部門を中心として実施する。
  - ②建設的な対話が行われるべく、財務・経理、総務、法務等の関連部署と相互に連携し、それぞれの専門的見地に基づき、当該関連部署は必要な資料の作成、運営準備等の支援を行う。
  - ③投資家説明会等の実施やIR活動を通じて、個別面談以外の対話の手段の充実に努める。
  - ④株主、投資家との対話等により把握された関心・意見・懸念等については、IR担当部門が集約した上で、経営陣及び取締役会に対して報告を行うともに、適切かつ効果的なフィードバックを得て対話等に反映する。
  - ⑤株主、投資家との対話等に際しての内部情報の管理に関しては、ディスクロージャー・ポリシーのもと、対応者が細心の注意を払って適切に管理するために、情報共有・意見調整等の場において又は個々の対話の前段階において、インサイダー情報に該当するか否かの確認を行うなど、内部情報管理及びインサイダー取引防止の徹底を図る。
- 3. 独立社外取締役は、株主、投資家との対話に出席する機会を与えられるものとします。

## 第34条 (株主構造の把握)

当社は、毎年、定期的に株主名簿に基づき、株主構造の分析・把握を行います。また、株主名簿上の株主と「実質的に当社の株式を保有する株主(以下「実質株主」という)」とが異なる場合の実質株主については、可能な限り調査を行い、実質的な株主構造の分析・把握に努めませ

# 第35条 (経営戦略や経営計画の策定・公表)

- 1. 当社は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示するものとします。
- 2. 経営計画と実績の差異について、取締役会において分析と評価を行い、その結果を次年度以降の経営計画に反映するとともに、IR活動等を通じてステークホルダーに説明するよう努めます。
- 3. 当社は、第1項の目標の達成に向け、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等も含めた戦略の骨子を説明するものとします。

## 第36条 (改廃)

本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。ただし、本ガイドライン内容の実質的な変更を伴わない修正、および別途所定の決議がなされた事項を反映する改定については、代表取締役社長の決裁にて行うことができる。

以上 附則(改定履歴) 平成30年12月13日 制定